

【1. 開会】

司 会

定刻がまいりました。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます、都市計画課の桑原と申します。よろしくお願いたします。それでは座って進めさせていただきます。

本日、ご出席いただきました委員及び臨時委員の方は、総員17名中13名でございます。岡山県都市計画審議会条例第7条に基づく半数以上の定足数を満たしておりますので、ただいまから「第158回岡山県都市計画審議会」を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料は全部で3種類でございます。まず、A4版の「議事次第」と書かれた資料、次にA4版の「議案集」、次に「説明資料」と書かれたA3版の資料でございます。以上の資料がお手元に揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、都市計画課課長の田中よりごあいさつ申し上げます。

都市計画
課 長

それでは、第158回の岡山県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、こうしてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、岡山県の都市計画行政の推進にあたり、ご助言、ご協力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、お手元の「議案集」にありますとおり、全部で2議案でございます。

まず、第1号議案は、岡山県南広域都市計画道路の変更についてでございます。道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図るため、当該区域について変更を行うものでございます。

次の第2号議案は、岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更についてでございます。事業の廃止を行った水島臨海鉄道西埠頭線について、都市計画都市高速鉄道を変更し、廃止するものでございます。

それぞれ、詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの見識を活かしていただき、幅広い見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【2. 委員紹介】

司 会

委員の皆様のご紹介に入ります前に、審議会委員の任期満了に伴い改選となりましたので、報告させていただきます。お手元の「議事次第」と書かれた資料の4ページ目「委員名簿」をご覧ください。

昨年12月1日付けで、本審議会の委員として15名の方、同じく臨時委員として2名の方に、ご就任いただいております。委員の任期につきましては、岡山県都市計画審議会条例第3条第2項におきまして、2年と規定されておりますので、西暦2020年11月30日までの2年間となります。当審議会の運営につきまして、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、委員名簿に従い、事務局からご紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者としてご就任いただきました、岡山県商工会議所女性会連合会特別顧問の川口正子様でございます。

岡山大学自然生命科学研究支援センター教授の多田宏子様でございます。

岡山県建築士会副会長の塩飽繁樹様でございます。

岡山県消費生活問題研究協議会副会長の中里房子様でございます。本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。

岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授の橋本成仁様でございます。

岡山弁護士会弁護士の中野惇様でございます。

岡山県立大学デザイン学部造形デザイン学科教授の山下明美様でございます。

ノートルダム清心女子大学文学部現代社会学科教授の二階堂裕子様でございます。

岡山県立大学保健福祉学部看護学科特任教授の二宮一枝様でございます。本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。

次に行政機関からご就任いただきました、農林水産省中国四国農政局長の大浦久宜様、本日は代理で、農村振興部農村計画課課長補佐の大北昌尚様にご出席いただいております。

国土交通省中国地方整備局長の水谷誠様、本日は代理で、企画部広域計画課課長の山田明様にご出席いただいております。

続きまして、市町村の長を代表してご就任いただきました、高梁市長の近藤隆則様でございます。本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、岡山県議会からご就任いただきました、県議会議員の伊藤文夫様でございます。

同じく県議会議長の高橋戒隆様でございます。本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、市町村議会の議長を代表してご就任いただきました、岡山市議会議長の宮武博様でございます。

続きまして、臨時委員として2名の方にご就任いただいております。

岡山県農業会議副会長の黒田栄三郎様でございます。

岡山県警察本部交通部長の中村幸利様、本日は代理で、交通部交通規制課課長の寶満智彦様にご出席いただいております。

最後に、専門委員の樋之津和宏岡山県土木部長でございます。

同じく専門委員の原田一郎岡山県土木部都市局長でございます。

【3. 会長選任】

司 会 続きます、会長の選任についてでございますが、審議会条例第6条に、会長は「学識経験のある者として任命された委員のうちから、委員の選挙によりこれを定める」と規定されております。委員の皆様いかがでしょうか。

委 員 3期目を迎えておられます中野委員に、ご就任いただいておりますでしょうか。

(「異議なし」の声)

司 会 中野委員、お引き受けいただけますでしょうか。
ありがとうございます。中野委員が会長に選任されました。それでは中野委員、会長のお席にお移り下さい。

会 長 ただ今、会長にご選任いただきました中野でございます。皆様のご協力を賜りながら、円滑な会の運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【4. 議事】

司 会 これより議事に入らせていただきます。議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。
中野会長よろしくお願いいたします。

(1) 常務委員の氏名

会 長 それでは、議事の1番目、「常務委員の指名」についてでございます。常務委員会は、審議会条例第8条に「審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する」ことを目的といたしまして、「会長の指名した委員8人以内で組織する」と規定されております。

私の案としましては、多田委員、塩飽委員、橋本委員、山下委員、水谷委員、高橋委員に私を含めた7名で組織したいと考えております。ただいまご指名させていただきました委員の皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。なお、本日ご欠席の高橋委員には、後日ご了解をいただきたいと考えておりますので、私にご一任くださいますようお願いいたします。

(2) 署名委員の氏名

会 長 続きます、議事の2番目、「署名委員の指名」をさせていただきます。署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものでありますが、今回は多田委員と、山下委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 公開・非公開の採決

会長 次に、議事の3番目、「公開・非公開の採決」についてであります。今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。

今回の審議案件は、先ほど課長からご紹介がありましたとおり、第1号議案が「岡山県南広域都市計画道路の変更について」、第2号議案が「岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更について」でございます。

事務局に確認ですが、本日審議する案件等について、個人が識別される情報などは含まれていますか。

都市計画課長 本日、ご審議いただきます案件につきましては、個人等が識別されるような情報、権利利益を害する恐れのある情報及び本審議会の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるような情報がございません。

会長 わかりました。今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本審議会を公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。

本日の審議会を公開都市、傍聴者の会場への入室を許可します。

それでは、事務局は報道関係者、傍聴者を案内して下さい。

事務局 (受付を確認)

本日、報道関係者、傍聴者の方はいらっしゃいませんので、ご報告いたします。

会長 わかりました。

(4) 第1号議案の審議

会長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 私は、都市計画課の小栗と申します。よろしく申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案であります、「岡山県南広域都市計画道路 3の5の72 中庄霞橋大谷線の変更」についてご説明いたします。資料の1ページ目をお開き下さい。

はじめに「都市計画道路 中庄霞橋大谷線の概要」についてご説明いたします。資料左上「位置図」をご覧ください。位置図中央の赤色で示している道路が、今回変更する都市計画道路中庄霞橋大谷線になります。本路線は、岡山県南部の東西幹線道路の機能を担う全長約18.3kmの幹線道路であり、これまで、主に国道429号として整備が進めら

れております。本路線の整備は、現在までに全体の約3割にあたる約6.0kmが整備されており、今回の変更箇所である供用済区間1.2kmは、国土交通省が玉島笠岡道路の側道として整備した後、平成28年に道路管理者が国土交通省から岡山県に変更されております。

次に、「都市計画決定の経緯」でございますが、本路線は、平成12年8月に当初決定し、区域として延長は、「約18,300m」でございます。決定理由は「広域交通体系の交通需要に対処するとともに、沿線土地利用の増進を促し、地域発展に寄与するもの」でございます。

次に、「都市計画決定の内容」でございますが、本路線の現在の決定内容としては、表にありますように、種類は「道路」、種別は「幹線街路」、名称は「3の5の72 中庄霞橋大谷線」、位置は起点を「倉敷市中庄」終点を「浅口市金光町大谷」、区域として延長は「約18,300m」、構造形式は「地表式」、幅員は「15.0m」などを決定しております。

資料右上をご覧ください。「変更理由及び変更内容」についてご説明いたします。「変更理由」をご覧ください。今回の都市計画の変更は、最終的な道路管理者である県が必要とする「道路施設の区域」と「都市計画道路の区域」との整合を図るため、この区域について都市計画決定の必要性を検証した上で変更を行うものでございます。

次に、変更内容についてですが、具体的に変更となるのは、「区域」でございます。「区域」の変更として、道路法面の形状変更などにより、約1.2kmについて一部の区域の変更を行うものでございます。次に「変更案の概要」についてご説明いたします。「新旧対照計画図」をご覧ください。図面上黄色で示している区域が削除する区域、赤色が追加する区域になります。それ以外の青色で示している区域は変更しない区域になります。次に「標準断面図」をご覧ください。本路線の幅員「15.0m」の構成を示しております。

資料2ページをご覧ください。変更理由にございます「道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合」について、具体的にご説明いたします。まず、区域を削除する理由をご説明いたします。

資料左上の新旧対照断面図をご覧ください。破線は当初の都市計画決定時の断面図、実線は道路整備後の断面図を示しており、図に示したように、今回の変更区間は、本路線の左側に隣接して整備された玉島笠岡道路の側道として位置付けられております。図中の右側、赤色実線で示しているのが都市計画道路の区域、その左側、青色実線で示しているのが道路施設を整備した区域でございます。道路施設を整備した区域が都市計画道路の区域の内側となったことから整合を図る必要が生じたものでございます。

次に、現状写真をご覧ください。整合を図る必要が生じた箇所の現在の土地利用状況でございます。

次に、経緯でございますが、左上、新旧対照断面図と合わせてご覧ください。経緯の左下に記載してありますとおり、当初の都市計画決定時は断面図における破線のように、現状よりも盛土量が多く、道路の高さも高い計画としておりました。しかし、その後に行った地質調査により、

玉島笠岡道路において、軟弱な地盤が確認された結果、沈下の可能性があることから、玉島笠岡道路及び本路線において、盛土量を減らす等の設計変更を行いました。

その結果、断面図における実線のように道路の高さが低くなることにより、道路法面を短くするなどの形状変更を行って、整備したものでございます。

次に、区域を追加する理由をご説明いたします。資料右上の新旧対照平面図と経緯をご覧ください。追加する箇所は本路線の歩道であり、当初の都市計画決定時は図面の黄色で示すような、いわゆるクランク形状に歩道を整備する計画となっておりますが、形状の変更により、図面の赤色で示した形状に変更して整備を行ったものでございます。

次に、「都市計画決定上の観点」をご覧ください。今回の議案が、都市計画支障がないかどうかをご検討頂くにあたりまして、必要な「都市計画上の観点」についてご説明いたします。「1. 都市計画道路を都市計画に定める目的等」についてですが、目的としては、都市計画決定を行うことで整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保することとされており、そのため、都市計画決定された区域においては、ある一定の土地利用制限が課せられることとなります。また、道路については、都市計画に定める事項のうち、構造において、車道や歩道、中央帯等で構成される「幅員」を定めることとされています。このことを踏まえ、「2. 都市計画決定の変更の必要性など」についてご説明します。まず、本区域は、都市計画決定に従い整備が完了しており、今後の整備予定及び管理する施設もないことから、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保する必要性はなく、また、当該都市計画の変更により、本区域の土地利用制限が解消されることとなります。一方都市計画に定める幅員を構成する歩道の形状変更については、道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図るものでございます。

最後に、「都市計画の変更手続き」についてご説明いたします。昨年7月に倉敷市及び浅口市より変更案の申し出を受けたことから、「手続きの流れ」の一番左になります、①の「都市計画の原案の作成」を行い次に住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を平成30年8月17日から31日にかけて行っております。縦覧者は0名で意見書の提出はございませんでした。よって、③の公聴会は中止しております。

「④都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」、及び⑥「関係市への意見聴取」を行っております。

⑤の「関係機関との協議」では、国土交通省や岡山市などと協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市への意見聴取」として、倉敷市及び浅口市に対しまして意見聴取を行いこちらも特に意見はございませんでした。

その後、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は0名意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認い

ただきましたら、今年度末を目途に⑨「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見ないでしょうか。

ご意見、ご質問もないようです。第1号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

ありがとうございました。ご異議がないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

(5) 第2号議案の審議

会長 続きまして、第2号議案の審議に入ります。

第2号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、第2号議案であります、「岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更」についてご説明いたします。資料の3ページ目をお開き下さい。

はじめに、「都市計画法による土地利用の制度」についてご説明いたします。左上の図をご覧ください。土地利用を規制する主な都市計画を示しております。そのうちの一つであります、「都市施設」についてでございますが、「都市施設」とは、都市計画法第11条に規定されておりました、「円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上や、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設」のことでございます。具体的には、図の右側の枠内にありますように、道路、公園、水道などが該当いたします。今回の案件は、都市施設のうち、1段目の枠内の赤字で記載しております、「都市高速鉄道」の変更を行うものでございます。

左下、「都市高速鉄道とは」をご覧ください。都市計画法第11条の規定により、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる」となっておりまして、その第1号に、「都市高速鉄道」が記載されております。

下の表をご覧ください。現在、県内においては、岡山県南広域都市計画区域に4つの都市高速鉄道が都市計画決定されております。今回の変更ですが、これら、「岡山県南広域都市計画都市高速鉄道のうち、水島臨海鉄道西埠頭線を廃止する」ものでございます。

右上、「位置図」をご覧ください。今回の議案の位置についてご説明いたします。倉敷市駅から青い線で南に延びているのが、水島臨海鉄道で

ございまして、赤い四角で囲っております部分に、水島臨海鉄道西埠頭線がございます。

右下、「総括図」をご覧ください。水島臨海鉄道は、本線、港東線、西埠頭線の3路線がございます。今回廃止を行う西埠頭線は、図中、赤色の路線で、起点、終点ともに、「水島海岸通2丁目」、区域の延長は「約900m」、構造は「地表式」となっております。

資料4ページをお開き下さい。「水島臨海鉄道西埠頭線の概要」をご覧ください。路線図におきまして、三菱自工前駅から西埠頭駅までが、西埠頭線の路線となっております。

路線図の下をご覧ください。事業者は、「倉敷市水島東栄町12番46号 水島臨海鉄道株式会社 代表取締役社長 伊東香織」、沿革ですが「昭和55年1月 水島臨海鉄道西埠頭線を、三菱自工前駅から西埠頭駅間におきまして、都市計画決定」、「昭和59年3月 貨車の1両単位での貸し切り輸送、これを後ほど説明します、車扱輸送と申しますが、これの専用鉄道として事業開始」、「平成11年11月 車扱輸送の低迷により、西埠頭線での貨物輸送を中止」、「平成28年7月 鉄道事業法の規定に基づき事業を廃止」となっております。

一番下の点線囲いの四角をご覧ください。先ほど出てきました、「車扱輸送」についてでございますが、「タンク車などの貨車を1両単位で貸し切って輸送する形態で、かつては、貨物鉄道輸送の中心であり、石灰石、セメント、石油などの物資別輸送だけでなく、農産品や工業品など、様々なものが輸送されておりましたが、現在はコンテナ輸送への転換などにより、その輸送量は大幅に減少している」、ものでございます。

右上の、「都市計画上の観点」をご覧ください。今回の議案が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、必要な「都市計画上の観点」についてご説明いたします。

都市計画運用指針の、「Ⅲ-1 都市計画の意義」におきまして、「都市計画の決定又は変更にあたっては、都道府県が一の市町村の区域を超える広域的な見地から適切な判断を行うことが必要である」と書かれており、これを、①広域的な見地、としております。

次に、「Ⅲ-2 運用にあたっての基本的考え方」の「4 適時適切な都市計画の見直し」におきましては、「都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい」と書かれており、これを、②変更の妥当性、としております。

「都市計画上の観点に対する判断」をご覧ください。「①広域的な見地」について、でございますが、今回変更しようとする都市高速鉄道は倉敷市内で、かつ水島地区のみを区間としており、都市計画を変更、廃止した場合にも一の市町村の区域を超える影響はない、と考えております。

次に、「②変更の妥当性」について、でございますが、都市計画決定を行った昭和55年当時、水島臨海鉄道における貨物の車扱輸送量は、年間72万4千トンでありましたが、貨物の輸送手段は、車扱輸送から

鉄道コンテナ輸送、タンクローリー及びトラック等への転換が進み、平成11年には輸送量も年間3万3千トンと、都市計画決定時の約20分の1にまで減ったことなどから、平成11年11月に西埠頭線での貨物輸送を中止しております。

その後、当該路線における車扱輸送の需要が見込めない等の理由によりまして、平成28年7月、鉄道事業者は鉄道事業法の規定に基づき事業の廃止を行っております。

また、倉敷市は市の考えるまちづくりとして、当該路線は将来にわたり、都市施設として継続する必要性はない、と考えたものであり、県としては、都市計画の変更による廃止は妥当である、と考えております。

最後に、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。平成30年5月に倉敷市より変更案の申し出を受けたことから、「手続きの流れ」の一番左になります。①の「都市計画の原案の作成」を行い、次に住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を平成30年7月9日から23日にかけて行っております。縦覧者は0名で、意見書の提出はございませんでした。よって、③の公聴会は中止しております。

「④都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」、及び⑥の「関係市への意見聴取」を行っております。

⑤の「関係機関との協議」ですが、政令市を含む都市計画区域での都市計画の変更については市長と協議を行うこととなっておりますので、岡山市に対し協議を行い、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市への意見聴取」として、倉敷市に対しまして意見聴取を行い、こちらも特に意見はございませんでした。

次に、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は0名、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認をいただきましたら、⑨の「国土交通大臣の同意協議」の申請を行い、大臣の同意を得たのち、今年度末を目途に、⑩「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見ないでしょうか。

ご意見、ご質問もないようです。第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

ありがとうございました。ご異議がないようですので、第2号議案に

つきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

【5. 閉会】

会 長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

司 会 皆様には、お忙しい中、本審議会にお集まりのうえ、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第158回岡山県都市計画審議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以 上